

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X0530	データキャリア識別子(シンボル体系識別子を含む)	Data carrier identifiers (including Symbology Identifiers)	この規格は、自動認識装置とホスト装置との通信規約に適用し、バーコードリーダなどの自動認識装置からのデータ伝送において、ホスト装置で解釈可能な、自動認識装置が付加するデータキャリア識別子を規定したもので、2000年に第1版として発行されたISO/IEC 15424 (Information technology—Automatic identification and data capture techniques—Data Carrier Identifiers (including Symbology Identifiers)) を基に2003年に一致規格として制定された規格である。データキャリア識別子は、データメッセージに関連したある特定の追加的処理情報とともに、バーコードシンボルの種類及びデータの送信元を示す。ISO/IEC 15424は第1版発行後、2008年に第2版が、2025年に第3版が発行されており、rMQR、DMRE、JABコードなど新たに標準化されたシンボル情報の追加、データキャリア識別子のリストを維持管理するAIMinc.の情報、AIMアプリケーション仕様指示子の説明の追加が行われており、このことから、JISにおいても国際規格と技術的な整合が取れた規格に改正する必要がある。	改正によってISO/IEC 15424の第2版、及び第3版で追加されたシンボルのデータキャリア識別子の普及及び利活用が可能となり、共通の理解及び互換性の確保に寄与することが期待できる。また、国際標準と整合を図ることで海外展開が容易となり、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“要件”の“コードキャラクタ”において、近年の技術進歩に対応させ、コードキャラクタの一覧表に、ドットコード、rMQR、DMRC Code、DMRE、GS1データバー、GS1 Composite、Grid Matrix、Han Xin Code、JABコード、Modulated Height Postal、OCR、PosiCode、Datastrip 2D、SuperCode、Ultracodeを追加する。加えて、コードキャラクタの“コード93”を“コード93及び93i”に変更する。 ・“要件”の“変更子キャラクタ”において、DMRE、None barcodeの変更子キャラクタ値を追加するとともに、プレッシーコードの変更子キャラクタ値を変更する。また、コード93iの変更子キャラクタオプション特性を追加する。 ・データキャリア識別子の維持管理機関において、AIM inc. (データキャリア識別子のリスト維持管理機関)の情報をアップデートする。 ・AIMアプリケーション仕様指示子について、新たな附属書を設け、追加規定する。	—	ISO/IEC 15424:2025 Information technology -- Automatic identification and data capture techniques -- Data carrier identifiers (including symbology identifiers)	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: 電磁的記録(バーコード)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年4月
JSA	07 情報	改正	X0533	情報技術—大容量自動認識情報媒体のための転送構文	Information technology — Transfer syntax for high capacity ADC media	この規格は、取引当事者間、特に供給者と購入者間とで大容量自動認識情報媒体を用いる際の転送構造、構文、メッセージコーディング及びデータ形式について規定したもので、1999年に第1版として発行されたISO/IEC 15434 (Information technology —Transfer syntax for high capacity ADC media) を基に2003年に一致規格として制定された規格である。ISO/IEC 15434は、第1版発行後、4回の改訂が行われ、2025年に第5版が発行されており、近年使用される新しいEDIメッセージ記述をISO/IEC 15434の構文で使えるようにするための形式の追加が行われている。このことから、JISにおいても国際規格と技術的な整合が取れた規格に改正する必要がある。	改正によってISO/IEC 15434の第5版で追加された、近年使用される新しいEDIメッセージ記述シンボルの普及及び利活用が可能となり、共通の理解及び互換性の確保に寄与することが期待できる。また、輸送単位の出荷、荷受及び在庫管理での効率化、国内貿易、国際貿易の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・“メッセージフォーマット”において、近年Python・Java・PHPなど多くの言語で標準的にサポートされている“JSON構文で構造化されたデータ形式”及びより効率的に転送可能な“ISO/IEC 20248検証可能データ構造を含むデータ形式”の規定を追加する。 ・現行規格では誤って“参考”としていた“ISO 646のサブセット”の附属書を、“規定”の附属書に訂正する。	—	ISO/IEC 15434:2025 Information technology -- Automatic identification and data capture techniques -- Syntax for high-capacity ADC media	IDT	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録(EDIメッセージ)	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2026年4月